
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続**項目 本日の検討の概要**

これまでの検討の概要

1. 第 28 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2016 年 9 月 2 日開催）及び第 345 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日開催）から、2014 年以後に IASB により公表された会計基準及び解釈指針（以下「会計基準等」という。）のエンドースメント手続を開始し、当面、次の順序で行うこととしており、エンドースメント作業部会では、現在、(A)及び(B)に関する検討を行っている。
 - (A) 2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（(B)-(E)を除く。）
 - (B) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（IFRS 第 15 号の発効日、「IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の明確化」を含む。）
 - (C) IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）
 - (D) IFRS 第 16 号「リース」
 - (E) (B)から (D) 以外に、2014 年以後に IASB より公表された会計基準等のうち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効するもの（発効日が未定のものを含む。）

2014 年 1 月 1 日以降に IASB により公表された会計基準等のうち 2017 年 12 月 31 日までに発効する会計基準等のエンドースメント手続

2. 2016 年 12 月 6 日に公開草案を公表し、2017 年 2 月 6 日にコメントを締め切った。本公開草案に対しては、3 通のコメントレターが寄せられ、第 31 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 2 月 23 日開催）（以下「第 31 回作業部会」という。）及び第 32 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 3 月 27 日開催）（以下「第 32 回作業部会」という。）にて、コメント対応案の検討を行った。

（本日の検討の概要）

3. 第 31 回作業部会及び第 32 回作業部会での意見を踏まえ、公開草案に対するコメ

審議事項(1)-1

ントへの対応を検討する（審議事項(1)-2-1）。

4. さらに、コメントへの対応案を踏まえた、以下の文案について審議を行う。
 - (1) 公表にあたって（審議事項(1)-2-2）
 - (2) 修正国際基準の適用（審議事項(1)-2-3）
 - (3) 修正国際基準の適用（新旧対比表）（審議事項(1)-2-4）
5. 第31回作業部会で聞かれた意見については、審議事項(1)-3にまとめている。

以 上